

## 新潟市道路指定申請書等作成要領

### 1 本要領の目的

この要領は、新潟市道路指定要綱第2条の規定による各指定道路等の指定（変更又は廃止を含む。以下同じ。）の申請にあたり、申請書及び添付図書の作成について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 申請者

道路又は道等の指定を受けようとする者をいう。

#### (2) 代理者

申請者に代わり、申請に関する事項についての責任を持つ者をいう。

#### (3) 図面作成者

図面を正確、明瞭に作成する事ができる者とし、建築士、測量士、土地家屋調査士等とする。

#### (4) 築造主

4号道路、5号道路の指定申請を行うにあたり道路を築造する者をいう。

#### (5) 申請道路

指定道路等となる土地又は指定道路等の土地をいう。

#### (6) 築造計画書

新潟市道路指定要綱第9条の規定により提出するもの。

### 3 申請書等の作成

(1) 申請者は、署名捺印すること。ただし、法人の場合には記名捺印とすることができる。また、使用する印鑑については登録印とする。

(2) 申請道路が屈曲又は申請道路の幅員が異なるごとに、添付図面と一致した符号を付し、幅員及び延長をメートル単位で、少数第2位まで記載し、少数第3位以下は切り捨てとする。

(3) 関係敷地の地名地番は、登記簿により申請道路となる土地を記載する。なお、道路となる部分が一筆の土地の一部である場合は「の内」と記載する。

(4) 自動車の転回広場を有する場合は、転回広場ごとに、添付図面と一致した符号を付し、幅員、長さ、関係敷地の地名地番を記載する。

(5) 道路の標示方法は、道路と他の部分との境界を明確にする方法（側溝、石、コンクリート杭、標識等）を記載する。

### 4 添付図書の作成

(1) 4号道路の指定申請書に添付する図書等の種類、記載内容は表1に掲げるものとする。

ただし、通知書（副本）についてはその写しとすることができる。

(2) 5号道路の築造計画書及び指定申請書に添付する図書等は表2に掲げるものとし、各図書に明示する事項等は表3に掲げるものとする。

ただし、通知書（副本）についてはその写しとすることができる。

(3) 特定2項道路又は3項指定の指定申請書に添付する図書等、記載内容は表4に掲げるものとする。

ただし、通知書（副本）についてはその写しとすることができる。

表1（4号道路関係）

添付図書	明示する事項等	縮尺
ア 委任状	代理者が手続きを行う場合	
イ 付近見取図	1 方位 2 縮尺 3 地形 4 付近の目標及び建築物の状況 5 街区 6 既存道路 7 申請道路の位置	1/10, 000～ 1/5, 000
ウ 地籍図 (公図写しのコピー)	1 方位 2 縮尺（公図のとおり） 3 地名、地番、地番界 4 申請道路の位置及びこれに接する土地の範囲	公図のとおり
エ 土地利用計画図	1 方位 2 縮尺 3 申請道路の位置、幅員、延長、すみ切りの寸法 4 申請道路に接する土地の形状	各寸法が明瞭 に判別できる 縮尺
オ 2年以内に当該道路 の事業に着手する旨を 証する書面	1 工程表や事業計画に係る協議記録等 2 事業の進捗状況が確認できる図面や現地写真等	
カ その他市長が必要と 認める書類	<p>【道路法による道路の場合】</p> <p>1 道路法第7条又は第8条による路線認定を行ったことを証する書面（同法第9条の規定による路線認定の公示を証する書面）</p> <p>2 同法第18条第1項の規定による区域の公示を行ったことを証する書面</p> <p>【市街地開発事業による道路の場合】</p> <p>1 申請道路に係る事業計画等が認可されていることを確認できる書面の写し</p> <p>【都市計画法による道路の場合】</p> <p>1 申請道路に係る開発が許可されていることを確認できる書面の写し</p>	

\* 1 各図面中、申請道路については“赤”で、申請道路に接し新たに宅地となる土地の範囲については“青”、既存宅地で申請道路に接する土地は“緑”でそれぞれ明示する。

\* 2 各図面の大きさは、A4又はA3とする。

- \* 3 各図面には、作成年月日（公図の場合には法務局での謄写年月日）及び作成者が建築士、測量士又は土地家屋調査士等の資格を有する場合にはその資格を付記し、その記名を行うこと。

表 2（5号道路関係）

添付図書	築造計画書	申請書
ア 委任状（代理者が手続きを行う場合）	○	—
イ 付近見取図	○	○
ウ 土地台帳附属地図（公図）原本の写し （法務局での謄写年月日、登記官名記載のもの）	○	○
エ 地籍図（公図写しのコピー）	○	○
オ 平面測量図	○	○
カ 土地利用計画図	○	○
キ 求積図	○	○（廃止は不要）
ク 排水計画図	○	○（廃止は不要）
ケ 道路縦横断面図	○	○（廃止は不要）
コ 橋等構造図	○	○（廃止は不要）
サ 築造完了後の道路の写真（幅員・延長の寸法が分かるもの）及び撮影方向を示した図	—	○（廃止は不要）
シ 承諾書（詳細は「5 承諾書の作成」による）	—	○
ス 印鑑登録証明書（申請書、承諾書等に捺印されたもので、概ね3ヶ月以内のもの。）	—	○
セ 申請道路の各筆の土地登記簿謄本（概ね3ヶ月以内のもの。）	—	○
ソ 申請道路に接する土地及びその土地にある建築物の登記簿謄本（概ね3ヶ月以内のもの。）	—	○
タ 申請道路に公有地が含まれる場合は、払い下げ、借用等により指定道路とすることを許可された事を証する書面の写し	—	○（廃止は不要）
チ 申請道路に農地が含まれる場合は、農地転用許可証、農地転用届出書等の写し	—	○（廃止は不要）
ツ 権利者が死亡により不在で、承諾について法定相続人の代表者が行う場合には、法定相続人であることを証する書面	—	○
テ 権利者に親権者、法定代理人がいる場合には、親権者、法定代理人であることを証する書面	—	○
ト 警察や道路管理者との議事録	○	○（廃止は不要）
ナ その他市長が必要と認めた書類	○	○

表 3（5号道路関係）

図面の種類	明示する事項等	縮尺
付近見取図	1 方位 2 縮尺 3 地形 4 付近の目標及び建築物の状況 5 街区 6 既存道路 7 申請道路の位置及びこれに接する土地の範囲	1/10,000～ 1/5,000
地籍図 (公図写しのコピー)	1 方位 2 縮尺(公図のとおり) 3 地目、地名、地番、地番界 4 申請道路の位置及びこれに接する土地の範囲 5 申請道路の土地の各権利者 6 申請道路に接する土地の所有者 7 申請道路に接する土地に係る建築物の所有者 8 廃止・変更の場合は、申請道路に接する土地の各権利者名及び既存建築物の敷地使用関係	公図のとおり
平面測量図	1 方位 2 縮尺 3 地目、地名、地番、地番界 4 水路、農道等 5 接続道路の種別、幅員、番号又は通称 6 申請道路の位置、幅員、延長、勾配 7 すみ切り、転回広場の寸法 8 申請道路の土地の各権利者 9 申請道路に接する土地の所有者 10 申請道路に接する土地に係る建築物の所有者 11 側溝等の排水施設及び経路 12 崖、擁壁等の位置、形状 13 土地の高低その他の地形形状の特記すべき事項 14 既存建築物の配置、用途及び出入口の方向 15 廃止・変更の場合は、申請道路に接する土地の、既存建築物の敷地の使用関係	1/250 又は 1/500
土地利用計画図	1 方位 2 縮尺 3 申請道路の延長、幅員、勾配 4 すみ切り、転回広場の寸法 5 取付け道路の幅員及び取付け部分の構造 6 申請道路に接する土地の形状、その土地に係る建築	1/250 又は 1/500

	物の用途、敷地の区画割及び面積 7 廃止・変更の場合は、申請道路の位置と、廃止・変更後の予定建築物を含む建築物の敷地の使用関係	
求積図	1 縮尺 2 申請道路及び申請道路に新たに接し宅地となる土地の面積	1/250 又は 1/500
排水計画図	1 縮尺 2 排水区域の境界 3 側溝等排水施設の位置、形状、各寸法 4 勾配、流水方向、吐口位置 5 放流先の名称、構造及び寸法	1/250 又は 1/500
道路縦横断面図	1 縮尺 2 申請道路の幅員、延長 3 路面等の構造等詳細 4 側溝の位置、形状、寸法等	1/250 又は 1/500
橋等構造図	申請道路内の橋、縁石、側溝等	1/30～1/50
警察や道路管理者との議事録	申請道路を接続することの可否や、停止線等の設置の必要性について協議し、協議者名、協議年月日、協議内容を記載する。	

- \* 1 各図面中、申請道路については“赤”で、申請道路に接し新たに宅地となる土地の範囲（廃止の場合は、申請道路の廃止後に新たに利用される土地の範囲）については“青”、既存宅地で申請道路に接する土地は“緑”でそれぞれ明示する。
- \* 2 各図面の大きさは、A 4 又は A 3 とする。
- \* 3 各図面には、作成年月日（公図の場合には法務局での謄写年月日）及び作成者が建築士、測量士又は土地家屋調査士等の資格を有する場合にはその資格を付記し、その記名を行うこと。

表 4（特定 2 項道路又は 3 項指定申請）

添付図書	明示する事項等	縮尺等
ア 委任状	代理者が手続きを行う場合	
イ 付近見取図	1 方位 2 縮尺 3 地形 4 付近の目標及び建築物の状況 5 街区 6 既存道路 7 申請道路の位置及びこれに接する土地の範囲	1/10, 000～ 1/5, 000
ウ 土地台帳附属地図（公図）原	法務局での謄写年月日、登記官名記載のもの	

本の写し		
エ 地籍図（公図写しのコピー）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方位</li> <li>2 縮尺（公図のとおり）</li> <li>3 地目、地名、地番、地番界</li> <li>4 申請道路の位置及びこれに接する土地の範囲</li> <li>5 申請道路の土地の各権利者</li> <li>6 申請道路に接する土地の所有者</li> <li>7 申請道路に接する土地に係る建築物の所有者</li> <li>8 廃止・変更の場合は、申請道路の位置と、廃止・変更後の予定建築物を含む建築物の敷地の使用関係</li> </ol>	公図のとおり
オ 現況図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方位</li> <li>2 縮尺</li> <li>3 地目、地名、地番、地番界</li> <li>4 水路、農道等</li> <li>5 接続道路の種別、幅員、番号又は通称</li> <li>6 申請道路の位置、幅員、延長、中心線、水平距離</li> <li>7 申請道路の土地の各権利者</li> <li>8 申請道路に接する土地の所有者</li> <li>9 申請道路に接する土地に係る建築物の所有者</li> <li>10 側溝等の排水施設及び経路</li> <li>11 崖、擁壁等の位置、形状</li> <li>12 土地の高低その他の地形形状の特記すべき事項</li> <li>13 既存建築物の配置、用途及び出入り口の方向</li> </ol>	1/250 又は 1/500
カ 申請理由書	申請道路の申請を要する理由	
キ 承諾書	「5 承諾書の作成」による	
ク 印鑑登録証明書（概ね3ヶ月以内のもの。）	申請書、承諾書等に捺印されたもの	
ケ 土地登記簿謄本（概ね3ヶ月以内のもの。）	申請道路の土地及び申請道路に接する土地のもの	
コ 建物登記簿謄本（概ね3ヶ月以内のもの。）	申請道路に接する土地にある建築物のもの	
サ 申請道路の管理者との議事録	申請道路に公有地が含まれる場合、2項道路又は3項指定について協議し、協議者名、協議年月日、協議内容を記載する。	
シ 法定相続人であることを証する書面	権利者が死亡により不在で、承諾について法定相続人の代表者が行う場合	

ス 親権者、法定代理人であることを証する書面	権利者に親権者、法定代理人がいる場合	
セ その他市長が必要と認めた書類		

- \* 1 各図面中、申請道路については“赤”で、申請道路に接する土地の範囲（廃止の場合は、申請道路の廃止後に新たに利用される土地の範囲）については“青”でそれぞれ明示する。
- \* 2 各図面の大きさは、A4又はA3とする。
- \* 3 各図面には、作成年月日（公図の場合には法務局での謄写年月日）及び作成者が建築士、測量士又は土地家屋調査士等の資格を有する場合にはその資格を付記し、その記名を行う。

## 5 承諾書の作成

(1) 5号道路における利害関係者及び承諾書に明示する事項は以下による。

### ア 承諾を必要とする範囲

- (ア) 申請道路の所有者及びその土地又はその土地にある工作物に関して権利を有する者
- (イ) 公園等に接続する場合には、当該公園等の管理者
- (ウ) 排水の放流先が接続道路以外の場合には、その排水施設等の管理者
- (エ) 申請道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者
- (オ) 申請道路に接する土地及びその土地に係る建築物の所有者

### イ 承諾を必要とする権利者

所有権、永小作権、賃借権、使用借権、地役権、採石権、質権、抵当権、入会権及び仮登記権を有する者、その他市長が必要と認める者。

また、これらの権利については登記がなされていない場合でも、契約書その他によって権利が証明される場合には、その者を含むものとする。

### ウ 承諾書

- (ア) その権利の存する地名、地番、承諾年月日、承諾者の住所を記載し、権利を有する者が署名捺印する。また、印鑑は登録印を使用すること。  
ただし、これらの者が法人の場合には、記名捺印とすることができるものとする。
- (イ) 権利者について親権者、法定代理人がいる場合には、その旨を記載し、(ア)と同様に扱うものとする。
- (ウ) (1)ア(イ)(ウ)について、承諾書の作成ができない場合には、管理者との協議した記録を添付すること。
- (エ) (1)ア(エ)についてはその管理する道となる土地の地名、地番、承諾年月日、承諾者の住所を記載し、管理者が署名捺印する。
- (オ) (1)ア(オ)についてはその土地及びその土地にある建築物の地名、地番、承諾

年月日、承諾者の住所を記載し、署名する。なお、その土地に現に存する建築物（以下、「既存建築物」という。）が、建築基準法第56条第1項第1号の規定（道路斜線制限）に抵触する場合、指定後に建築行為をする際は既存建築物をその規定に適合させなければならない旨を説明したうえで作成すること。

(2) 特定2項道路又は3項指定における利害関係者及び承諾書に明示する事項は以下による

ア 承諾を必要とする範囲

(ア) 申請道路の所有者及びその土地に関して権利を有する者

(イ) 申請道路の土地にある建築物の所有者又はその建築物に関して権利を有する者

(ウ) 申請道路の土地にある工作物の所有者又はその工作物に関して権利を有する者

(エ) 申請道路に接する土地及びその土地に係る建築物の所有者

イ 承諾を必要とする権利者については(1)イに準じる。

ウ 承諾書

(ア) その権利の存する地名、地番を記載し、承諾年月日、承諾者の住所を記載し、権利を有する者が署名捺印する。

ただし、これらの者が法人の場合には、記名捺印とすることができるものとする。

また、印鑑は登録印を使用すること。

(イ) 権利者について親権者、法定代理人がいる場合には、その旨を記載し、(ア)と同様に取り扱うものとする。

(ウ) (2)ア(エ)についてはその土地及びその土地にある建築物の地名、地番、承諾年月日、承諾者の住所、建築する際は敷地を後退させ、建築物を道路による規定に適合させる旨を記載し、署名する。

## 6 道路の変更・廃止

(1) 変更又は廃止する部分を含む路線全体の申請道路の土地の権利を有する者の承諾を受け、その承諾書を添付すること。

(2) 変更又は廃止する部分を含む路線全体の申請道路に接する土地及びその土地に係る建築物の所有者の承諾を受け、その承諾書を添付すること。

(3) 変更又は廃止する部分を含む路線全体の申請道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添付すること。

(4) 承諾書の作成については、5に準じる。

### 附 則

この申請書及び添付図書作成要領は、平成7年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年3月18日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の前日に、新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け

又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

**附 則**

この要領は、平成30年9月25日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前に、新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

**附 則**

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前に、改正前の新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

**附 則**

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前に、改正前の新潟市道路位置指定要綱第6条の規定による受理通知の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前に、改正前の新潟市道路位置指定要綱第6条の規定による受理通知の交付を受けたものについては、なお従前の例による。